第五条第七項	第二項、第三項（第一号及び第二号を除く。）、第四項（第一号及び第二号を除く。）、第五項及び前項後段	第二項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項（第一号及び第二号を除き、第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四項（第一号及び第二号を除く。）、第五項及び前項後段（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第六条第二項	前条第一項、第三項	前条第一項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四項（第一号及び第二号を除く。）、第五項及び前項後段（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第六条第三項	前条第三項	前条第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同条第四項	第五条第四項
第六条第四項	前項	前項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	前条第七項	前条第七項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七条第一項	第五条第一項	第五条第一項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	前条第三項	前条第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七条第二項	前項	前項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	前条第三項	前条第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第八条第一項	第六条第三項	第六条第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	前条第二項	前条第二項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同条第一項	第七条第一項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第八条第二項	前項	前項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第五条第一項	第五条第一項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第五条第七項	第二項、第三項ただし書、第五項及び前項後段	第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項ただし書（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項後段（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第六条第二項	前条第一項及び第三項	前条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第六条第三項	前条第三項	前条第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	（新設）	（新設）
第六条第四項	前項	前項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	前条第七項	前条第七項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七条第一項	第五条第一項	第五条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	前条第三項	前条第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七条第二項	前項	前項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	前条第三項	前条第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第八条第一項	第六条第三項	第六条第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	前条第二項	前条第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同条第一項	同条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）